

第 19 回対策本部会議 議事録

1 開催日時 令和 3 年 3 月 5 日（金） 午後 8 時 15 分～午後 8 時 40 分

2 開催場所 浦安市役所 災害対策本部室

3 出席者

本部長：市長

副本部長：両副市長

本部長：教育長、総務部長、危機管理監、企画部長、財務部長、市民経済部長、

福祉部長、健康子ども部長、環境部長、都市政策部長、都市整備部長、

会計管理者、消防長、教育総務部長、生涯学習部長、監査委員事務局長、議会議務局長
(事務局)

健康子ども部、総務部

4 議題

(1) 状況報告

(2) 市公共施設、イベント等への対応について

(3) その他

5 議題の概要

(1) 緊急事態宣言の延長及び感染者の状況、新型コロナワクチンの現状報告を行った。

(2) 緊急事態宣言の延長を受け、市としても「市公共施設、イベント等への対応方針」に基づき、これまでの対応を 3 月 21 日まで継続することを決定した。ただし、必要不可欠な場合に限って一部利用可能とする。

6 会議経過

(1) 状況報告

本部長：本日の市内感染者数は 2 人で、7 日間での 10 万人あたりの感染者数は 7.6 人。近隣では船橋市が 23.3 と高くなっている。千葉県では、137 人の感染者数で 10 万人あたりは 14.5 で、東京都の 13.8 より高くなっている。

本部長：2 月 27 日は 10 万人あたりが 2.9 になったが、今週になって感染者が 0 の日がなく、近隣の市川市、船橋市、江戸川区も下がりきっていない状況から、浦安市も予断を

許さない状況が続いている。

本部員：高齢者向け新型コロナワクチンの配分については、県の通知によると最初は、高齢者の多い順に出荷する予定となっている。本市では、県内で感染者数が多いこと、対策を先行して行ってきたこと、東京への往来が多いこと、人口密度が多いことがあるので、優先順位について県に要望していく。

(2) 市公共施設、イベント等への対応について

本部員：緊急事態宣言中は、1月14日付の市公共施設、イベント等への対応方針に基づき、施設の休館、市主催のイベントの中止又は延期となる。ただし、何点か必要な事業等について認めて欲しい。知事選、市長選に伴い、個人演説会該当施設になっている施設については、候補者から依頼があれば貸し出しをお願いしたい。期間は、知事選が3月6日から市長選は3月16日から20日まで、ただし、学校に関しては消毒等の問題もあるので、対象施設は一覧の55番目の公民館以降と考えている。イベントでは3月11日に「東日本大震災から10年を迎えて」という講演会を予定している。場所や定員を変更したうえで実施したい。

本部員：多くの自治会から、役員選出や総会資料の作成等の目的で集会所を使用させて欲しいと要望がきている。通常のサークル活動や自治会運営に関係しない活動に関しては使用を認めないが、資料作成や運営上不可欠な業務に限って、緊急事態宣言中も感染対策をしたうえで貸し出そうと考えている。

本部員：7日の成人式については、昨日リハーサルを行い感染対策も十分にできていると判断しており、式2日前での中止や延期の判断は混乱を招く恐れがあるということや、延期の場合はオリエンタルランドとの調整も難しいということから、予定どおり実施させていただきたい。また、スポーツ・文化芸術団体において会の存続にかかわる会議や審判講習会については、感染対策計画書を提出してもらい、やむを得ないと判断した場合は、施設利用を認めたいと考えている。

本部員：保育園の卒園式は、緊急事態宣言が明けてからの予定となるが、出席者の親の人数を制限するなど、密にならないような工夫や、卒業証書を代表者に渡すなど、短時間で終了する方法を考えている。

本部員：学校関係については、小学校が3月22日、中学校が3月23日の予定で、来賓はなしで、保護者の出席も学校規模に応じて学校ごとに判断し、式も縮小し短時間にする。発熱等体調の悪い児童生徒に対しては、後日卒業証書を授与する予定。

本部長：基本的には、市の公共施設イベント等への対応方針を今までと同じように3月21日まで延長して実施する。ただし、感染症対策を徹底したうえで、選挙関係や自治会集会所や各組織等に不可欠な場合は、許可して使っていただくこと。

また、各団体の補助金関係などに関する書類の提出時期については、各団体の実情に応じて臨機応変に対応するようお願いする。

本部員：緊急事態宣言解除後の対応について、段階的に解除することは決定しているが、今回の2週間の延長を踏まえ、施設に関しては3月22日から感染対策の難しい部屋等を除いて再開予定。4月5日からは、食事・宿泊は禁止、公民館の調理実習室、運動公園総合体育館キッズスポーツルームなどを再開。4月19日以降については、ディキャンプ場は再開するが、屋内の食事・宿泊は禁止としている。

イベントについては、3月22日から2週間は、現状と同じ程度の必要最低限の事業とし、4月5日以降飲食を伴わないイベントの再開とする。

その他、防災無線については、緊急事態宣言解除をもって終了。パトカー・パトロールについては土日に実施。職員の在宅勤務は宣言解除をもって終了。職員の自動車通勤は3月31日までで終了とする。この案を次回以降の会議で決定できればと考えている。

本部長：各部局においては、解除後の対応について、この案をもとに検討し次回の会議で決定できればと考えている。

緊急事態宣言に伴う事業テレワーク施設等については延長すること。

県の緊急事態宣言の延長に伴う対処方針については、変更なしでこれまでと同様、期間は3月21日までとなっている。県の方針に沿って動くとともに、市独自の取り組みもさらに徹底していくこと。

7 決定事項

- ・ 緊急事態宣言の延長に伴い「市公共施設、イベント等への対応方針」を3月21日(日)まで延長して実施する。
- ・ ただし、感染症対策を行ったうえで、公共施設では、公営個人演説会該当施設のほか、自治会やスポーツ・文化芸術団体などの会の存続にかかわる会議や審判講習会などの活動などを実施する場合の施設は使用可能とする。イベント等では、「成人式」「卒園式」を実施、また、「東日本大震災から10年を迎えて(記念講演会)」は場所や内容等を変更したうえで実施する。
- ・ 緊急事態宣言解除がされた場合、市の公共施設・イベント等の対応について、本日の会議で示した対応方針をたたき台とし、今後の状況も見据えながら各施設において検討すること。
- ・ また、自治会など団体活動における市への提出する年度末活動報告などについて、提出期間を延長するなどの対応を行うこと。